

# 令和8年度 にし阿波・養鶏業担い手確保推進事業委託業務仕様書

## 1 委託業務名

令和8年度 にし阿波・養鶏業担い手確保推進事業

## 2 目的

にし阿波では、養鶏業（肉用鶏）は地域を支える重要な産業となっている。しかし、養鶏農家は高齢化し、今後廃業等で生産量が減少することが懸念されることから、新たな養鶏業を担う人材を確保することが重要となる。

そこで、新規養鶏農家を掘り起こすため、次世代の担い手となる高校生等を対象にした出前講座の開催や養鶏業PR冊子の作成、全国からの移住・就農希望者に向けた養鶏業見学ツアーや県内イベントを活用した相談会などを総合的に取り組み、養鶏業の持続的な発展につなげる。

## 3 委託期間

委託締結日から令和9年3月10日(水)まで

## 4 見積限度額

金1,700千円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

## 5 業務内容等

養鶏業を担う人材を育成・確保するために次の業務を実施すること。

### (1) 高校生等を対象にした出前講座の開催

#### ア 対象

県西部(美馬市、三好市、つるぎ町、東みよし町)にある農業高校、普通科高校、中学校等(計2校程度)

#### イ 内容

- ・養鶏業の紹介動画(にし阿波地域の農業)
- ・養鶏業者からのアプローチ(儲かる仕組みづくり)
- ・現役養鶏農家等による講演(養鶏業の選択理由、やりがい、苦労話)
- ・ワークショップ(鶏肉の料理方法、最新設備の紹介、VR見学等)

- ・ 質疑応答、アンケート実施

#### ウ 役割

講師（養鶏農家、業者）の手配、学校側との日程調整、当日の進行運営、資材準備

### (2) 次世代向け養鶏業 PR 冊子の制作

#### ア 冊子の概要(イメージ)

(仮称)〜にし阿波から、世界を動かす経営者へ。スマート養鶏の幕開け〜  
にし阿波の素晴らしい自然環境は、若き才能を開花させる最高のステージ。習得した確かな飼育技術に、スマート機器を駆使した徹底的な省力化を図ることで、心に余裕を持って鶏と向き合い、クリエイティブに働く。かつてない「働きやすい養鶏」がここにある。にし阿波から、世界へ羽ばたく優秀な経営者へ。その挑戦が、今始まる。

#### イ ターゲット

高校生、中学生（特に進路選択を控えた層）

#### ウ 仕様

A4 判、フルカラー、10ページ程度

#### エ 制作時期

出前講座の開催までに制作する。

### (3) 移住・就農希望者に向けた養鶏業見学ツアー&就農相談会

#### ア 移住・就農者に向けた養鶏業見学ツアーの開催

養鶏業を希望する県内外の就農希望者に対して、本県に迎えての養鶏業見学会を開催する。（1泊2日程度）

#### イ 県内イベントでの養鶏業就農相談会

県内イベントにおいて、にし阿波の養鶏業を PR するとともに、就農相談会を開催する（3回程度）。

- ・ 効果的なイベントを受託者が提案するが、必要と思われるイベントは、県と協議の上で行うこと。
- ・ イベントにかかる出展経費やノベルティの制作については、委託費から支払うこと。
- ・ 相談会に必要な説明者は、県と協議の上で人選し、旅費等の経費は委託内で行うこと。

## 6 成果品

### (1) 提出物

ア 業務実施報告書 紙媒体 1部

イ この業務により制作した冊子、映像 電子媒体 (DVD, CD-R 等) 1部  
なお、冊子はワード、パワーポイント等の県が編集できるものを作成することとし、動画の解像度はフルハイビジョン以上、縦横比は配信媒体に応じたものとする。

ウ その他、委託者が指示するもの

### (2) 納期

制作映像についての納品は、令和9年3月10日(水)としているが、早めに納品できる場合はその限りではない。

納品後1年の間は、成果物に瑕疵がある場合は、委託者と協議の上、修正に必要な措置を無償で講ずること。

納品場所 徳島県美馬農林事務所

## 7 特記事項

(1) 業務の実施にあたっては、業務全体に責任を有し、同種又は類似業務の経験を有する者を配置するものとし、契約の締結以降完成まで交替しないことを原則とする。

(2) 受託者は、契約締結後速やかに本業務全体のスケジュールを作成し、委託者の承認を得ること。業務実施にあたっては委託者と協議の上で行うこととし、作業の進捗状況について、随時報告すること。また、複数回の内容確認及び修正指示の機会を設けること。

(3) 撮影許可等に関する手続きは受託者が行うこと。ただし、にし阿波チキンファーム構想コンソーシアムの構成員での関係機関での撮影(場所、出演する選定等)については、委託者と協議の上で行うこと。

(4) 成果物の映像・画像・音楽等に係る肖像権や著作権の処理を済ませたものの所有権は、全て徳島県に帰属するものとする。また、成果物に係る著作権(著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む。)は、全て徳島県に帰属する。さらに、著作者人格権については、これを行わないこと。

(5) 成果物の肖像権や意匠権、著作権その他全ての権利等について、必要と

なる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行うこと。

なお、動画制作において音楽等を使用する場合は、著作権その他全ての権利等について、使用料が発生しないものとする。

- (6) 委託者が行う成果物の再編集・リサイズ・印刷・複製等については、委託者の判断で行えるものとする。
- (7) 映像、音楽等の著作権・肖像権処理等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応すること。
- (8) その他、関係法令、条例及び規則を遵守すること。
- (9) 実施内容等は、委託者と十分協議しながら業務を進めること。
- (10) 当該業務内容の変更に伴う仕様の変更、委託料の変更等については、必要に応じて協議の上、対応すること。
- (11) 本業務の委託料をもって他の業務の経費を賄ってはならない。
- (12) 本業務に関係ない経費や公的な資金の用途として不適切と認められる経費は、対象経費として計上できない。

また、必要な機器の購入等の財産の取得となる経費は認めていない。原則リースあるいはレンタルで対応すること。疑義がある場合は県と協議しその指示に従うこと。

- (13) 業務の遂行に当たり発生した事故等は、受託者の責任で対処すること。  
ただし、県がその損害を県の責めに帰する事由により発生したものと認められた場合は、県もその損害を負担するものとし、負担額は県と受託者の協議で決定する。
- (14) 受託者は、本業務の実施に当たって知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用しないこと。また、成果品及び業務履行過程で得られた記録を第三者に閲覧させ、複写又は譲渡しないこと。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。ただし、県の許可を得た場合はこの限りではない。
- (15) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて県と協議し、決定する。